

## 長田区と株式会社 TSUKUMO との事業連携に関する協定書

長田区（以下「甲」という。）と株式会社 TSUKUMO（以下「乙」という。）は、相互の連携によりビーチサンダル発祥の地としてのイメージ向上及び地場産業の活性化を推進することを目的とし、次のとおり協定を締結する。

### （連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について可能な限り連携し協力する。

- （1）協働による広報・事業
- （2）地場産業の活性化や知名度向上に資する商品の開発・販売に関する事項
- （3）ビーチサンダルに関連する事項の研究活動

2 前項に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙とは継続的な意見交換を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

### （期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出のないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

### （機密保持）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく協議、連携事項の実施その他の過程で知った相手方の秘密として管理すべき情報に関わる事項について、相手方の書面による事前の承諾なしに、本協定以外の目的に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

### （疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月12日

甲 神戸市長田区北町3丁目4番3号  
長田区  
代表者 長田区長 増田 匡

乙 東京都台東区寿3丁目7番1号202  
株式会社 TSUKUMO  
代表取締役社長 中島 広行